

## 第1回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会会議録

- 1 日 時 令和元年7月22日(月) 午後7時～8時18分
- 2 場 所 狛江市防災センター 401・402 会議室
- 3 出席者 委員長 渡辺 秀貴 (学識経験者)  
副委員長 塚越 博道 (社会教育委員)  
委 員 佐伯 英徳 (狛江市立小・中学校代表)  
委 員 高橋 こころ (PTA代表)  
委 員 佐々木リディア (国際化推進・環境教育有識者)  
委 員 半澤 嘉博 (特別支援教育有識者)  
委 員 氏家 嘉代 (市民委員)  
委 員 中野 育三 (市民委員)
- 事務局 教育長 有馬 守一  
上田 智弘 (教育部長)  
宗像 秀樹 (学校教育課長)  
高橋 治 (学校教育課教育庶務係長)  
石渡 和香子 (学校教育課教育庶務係)  
加藤 花 (学校教育課教育庶務係)
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 1名
- 6 議 事 1. 議題  
(1) 委員長・副委員長の選任について  
(2) 諮問  
(3) 会議の公開と会議録の作成・公開について  
(4) 第2期狛江市教育振興基本計画の改定について  
(5) 関連計画について評価の概要について  
2. その他

## 7 会議概要

事務局 委員長，副委員長の選出，諮問までは，事務局が進行する。まず始めに，教育長より，挨拶させていただく。

(教育長挨拶)

事務局 資料1は，本委員会の名簿。委嘱状は，席上に置かせていただいている。1回目の会議につき，皆様からごあいさつをいただく。

(各委員あいさつ)

事務局 資料2は，本委員会の運営等を定めた規則。  
資料3から6までの資料は，この後の審議でそれぞれ使用する。  
次に，次第1 委員長，副委員長の選任について，を議題とする。  
本委員会の委員長，副委員長は，狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第5条に基づき互選によること，また副委員長については委員長が指名すると定められている。  
まず委員長については，狛江市立学校の校長をご経験され，狛江市の教育行政にも精通されている渡辺委員に委員長をお願いしたいと考えている。委員の皆様どうか。

(異議なしの声)

それでは，委員長は，渡辺委員に決定する。  
次に副委員長の選任を行いたい。委員長推薦等あればお願いする。

(「社会教育委員である塚越委員をお願いしたい」との声)

事務局 委員の皆様どうか。

(異議なしの声)

事務局 それでは，副委員長は塚越委員に決定する。  
委員長・副委員長の選任が終わったので，教育長より諮問を行う。

(教育長より渡辺委員長へ諮問)

事務局 諮問書の写しは、資料3として配布している。確認をお願いします。  
教育長・教育部長は、他の公務のため、ここで退席させていただく。

(教育長・教育部長 退室)

事務局 それでは、これ以後の進行は、委員長をお願いします。

委員長 それでは、次第に従い進行する。

委員長 「議題3. 会議の公開と会議録の作成・公開について」説明を。

(事務局より資料4説明)

- ・会議は原則公開。非公開とする場合はその都度諮る。
- ・会議録は原則公開。記載は「委員長、副委員長、〇〇委員」とし、各委員の確認を経て公開とする。

委員長 この会議は原則公開、会議録の内容は要点筆記という提案があった。  
異議、質問があればお願いしたい。

中野委員 会議録の公開は、ホームページ等で行うのか。

事務局 各委員から了承を得た後、教育委員会のホームページで公開する。

(異議なしの声)

事務局 その他になければ事務局案のとおり了承する。  
次に「議事4. 第2期狛江市教育振興基本計画の改定について」、事務局から説明を。

(事務局より資料に基づき、計画の位置づけ、スケジュール等改定方針について説明)

- ・現行計画同様の位置づけとする。
- ・計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年
- ・狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を設置し、教育長からの諮問

に基づき、計画案を検討・答申する。

・令和2年3月の教育委員会定例会での最終決定をめざす。

委員長 質問やご意見あればお願いします。

(質問等なし)

委員長 特になければこの方針に従い検討を進めることでよろしいか。

(異議なしの声)

委員長 次に、「議事5 関連計画について」を議題とする。先ほど事務局から説明があったとおり、計画の策定にあたっては、国の教育振興基本計画や東京都の教育ビジョンを踏まえて作成する必要がある。また新しい計画の期間中、新学習指導要領の完全実施も予定されている。加えて狛江市の基本構想も改定作業中でそれらも踏まえながら検討していく必要がある。そこでそれぞれの計画の内容や検討に当たってポイントになる点、検討すべき事項など共通理解をもって次回以降の議論を進めていきたい。各計画については私から、市の基本構想については、事務局から説明する。

(国・都計画・新学習指導要領について委員長より説明)

(事務局から基本構想案について説明)

委員長 まずはゴールのイメージを共有してから議論を進めたい。基本的には、現行の第2期教育振興基本計画をベースに、新しい国や都の計画や策定中の市の基本構想などを取り込んでいくことになる。体系としては教育理念があり、それを実現するための教育目標、目標実現に向けた個別施策という構成になっている。これらを踏まえて皆さんの意見を伺いたい。

佐伯委員 基本は市の基本構想・基本計画をベースにどのように教育分野の計画に広げていけるかということだと思う。「8つの分野別のまちの姿」のすべてが教育に関わることであり、市として中長期的な視点からどこに力を入れていきたいのか、そのビジョンを示してもらった方が検討しやすい。学校現場については、新たな学習指導要領の全面実施を迎え、どのようにうまく移行できるかが目下の課題となる。

中野委員 個別事業については、自己点検評価等も行っていると思う。その結果についても踏まえて方向性を検討していく必要がある。また市長部局においても地域福祉計画や子育て振興基本計画、子どもの貧困対策に向けた計画など様々な計画が作られ、児童・生徒に向けた施策が盛り込まれている。それらとの整合性を図りつつ、振興基本計画にも取り入れていく必要がある。

半澤委員 第2期教育振興基本計画の評価がベースとなって今後も継続するもの、重点的に行うものなど方向性が決まっていくと思う。本計画の実施状況や進捗状況についての情報提供をお願いしたい。

また来年度のからの計画であり、次年度予算への反映を考えるとかなりタイトなスケジュールとなる。

私が担当する部分については、多様な教育ニーズのある子どもたち、貧困や不登校、外国人等、様々課題がある。その中でも障がいのある子どもたちについては、狛江市が都のモデル事業等を推進して先駆的に取り組んでいる。狛江独自の方向性として打ち出していきたい部分等あれば教えて欲しい。具体的に言うところの計画の中では、「インクルーシブ教育」という用語を使っている。国では「インクルーシブ教育システム」という用語を使い、限定的に使っている。また昨年作った国の計画では、「インクルーシブ教育」といった文言は使われていない。そういう意味ではこの第2期計画で掲げられた「インクルーシブ教育」をどのように位置づけていくのか、大きな課題。また教育環境だけでなく、例えば発達障害などは乳幼児の段階から医療・福祉・就労など関係機関との連携が大切。計画策定にあたってそうした関係機関との調整や協力、連携した取組み等をどのように行っていくかの課題。

委員長 次年度予算への反映という点ではどのくらいの時期まで可能か。

事務局 10月には次年度予算編成に向けた作業が始まる。並行した作業となるため、すべてを反映することは難しいが、年末までに方向性が出せれば、それを踏まえたものを盛り込むことは可能。

委員長 進捗状況の評価結果の提供をお願いします。

事務局 狛江市の自己点検及び評価については、事務事業レベルの評価となる。

そこで現在各部署に第2期教育振興基本計画に掲げられた施策の進捗状況や次期計画に向けた課題等の整理をお願いしている。まとめ次第それを提出する。

委員長 「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」という言葉を国の計画等では意図的に使い分けている。それらを踏まえ今後の5年間の方向性をどう示していくのか、整理していく必要がある。

氏家委員 子どもたちに毎日学校が楽しいと思ってもらうためには、信頼できる先生そして家庭が大切。子どもたちを導くのは大人であり、先生であり、家庭でもある。先生の負担軽減という点からも、家庭での関わりというところを踏まえて検討していきたい。

副委員長 基本構想の改定作業が進められている。次期基本構想に新たに加えられる方向性等あればその背景も含めてお聞きしたい。

事務局 「人権が尊重され市民が主役のまち」という部分が次期基本構想の大きな柱の1つ。これは現市長の掲げる「人にやさしいまち」を具現化するものであり、人権基本条例の制定もめざすと聞いている。現市長は、市職員時代、市民参加と市民協働を進めてきた実績があり、それをさらに進めたものとして人権基本条例の制定も踏まえた「人にやさしいまち」、「人権が尊重され市民が主役のまち」をめざすというのが大きなメッセージであると考えている。

副委員長 その柱はこれまでの基本構想にはなかったのか。

事務局 掲げられている柱としては、大きな違いはない。現計画でも触れられている部分ではあるが、次期計画ではそれを人権尊重という部分を重視し、大きな位置づけとしている。

副委員長 国や都の計画はかなり変わっている。学習指導要領も大幅に改定される。それは社会の変化、学校教育の変化を受けたもの。特に国の計画には、「学校教育は学校だけではできない」という視点が大きく入っていると感じる。それは中教審が出した「地域全体で子どもたちの成長を支える」という考え。例えば「地域学校協働事業」のような学校教育の一翼を地域が担ったり、市民が担ったり、先生が持っていない専門的な部分については

専門家に任すといった考え。こうした方向性は東京都の教育ビジョンの中にも取り入れられている。国や都の計画との整合性を図る意味でも次期計画の中に「市民の力を学校教育にも生かす。それにより市民も豊かになる」という視点を取り入れていくと良い。

委員長 第2期振興基本計画に用語解説の部分がある。これが計画で新たに加わったものと考えられる。そうした意味では、国や都の計画や新学習指導要領を踏まえても次期計画では多くの追加される部分がある。障がいのある子どもたちの支援や持続可能な社会づくりは今後避けて通れない課題。それらも踏まえ、本委員会にはそれぞれの分野に専門的な知見を持つ方、そして市民、学校関係者にも委員に入っただいただいている。皆さんのお力を借りてまとめていきたい。

次回の委員会では計画の柱立ての検討を行いたい。次回までに現行計画や都や国の計画を踏まえ、柱立てをどのようにすればよいか、各委員に検討をお願いしたい。

中野委員 先ほど議論になった学校と地域の連携について。狛江市にはコミュニティスクールは設置されているか。

事務局 設置されていない。

委員長 学校への地域の参加のあり方、お互いにメリットのある参加の仕方・その仕組みはどうあるべきなのかというのは大きな課題。

副委員長 これまでは「学校地域支援本部」という地域が「学校を支援する」という考え。それが学校と地域が一緒になって子どもたちの成長を支えるという考え方に変わった。その部分を次期計画でどうするか。議論が必要。

委員長 学校の立場から地域も巻き込んだ「チーム学校」という考え方についてはどうお考えですか。

佐伯委員 お互いにwin-winの関係が成り立たないとうまくいかない。地域に協力をお願いすれば、学校としても地域に協力をしていくことになる。それは一方では教員の負担が増えることになり、その関係をどのようにうまく作っていくか課題。

委員長 他に何か質問等あるか。  
なければ、これで第1回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を終了する。